２０１３年6月3日

各 位

会 社 名 イオン株式会社
代表者名 取締役兼代表執行役社長 岡田 元也
（コード番号８２６７　東証第一部）
問合せ先 秘書室責任者　　堤　唯見
（電話番号043-212-6042）

「従業員持株ＥＳＯＰ信託」の導入(詳細決定)に関するお知らせ

当社は、２０１３年２月８日付にて、当社グループ従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「従業員持株ＥＳＯＰ信託」（以下、「本プラン」といいます。）の導入を決定していました。本日、本プランに係る信託の設定時期、設定期間等の詳細について決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本プラン導入の目的

当社は、当社グループ従業員に対する福利厚生制度をより充実させるとともに、当社の業績、ひいては株式価値の向上をめざした業務遂行を一層促進することにより、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的に、当社グループ従業員へのインセンティブ・プランとして本プランを導入します。

２．本プランの概要

本プランは、「イオン社員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入する全ての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下、「ＥＳＯＰ信託」といいます。）を設定し、ＥＳＯＰ信託は今後５年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。

その後は、ＥＳＯＰ信託から持株会に対して毎月一定日に継続的に当社株式の時価売却が行われるとともに、信託終了時点でＥＳＯＰ信託内に当社株価の上昇による信託収益がある場合は、受益者たる従業員に対しその拠出割合に応じて金銭が分配されます。なお、信託終了時点でＥＳＯＰ信託内に当社株価の下落による債務が残る場合には、ＥＳＯＰ信託の株式取得にかかる借入に対する保証契約に基づいて、当社が当該残債を弁済するため、従業員の追加負担はありません。

３．本プランの仕組み

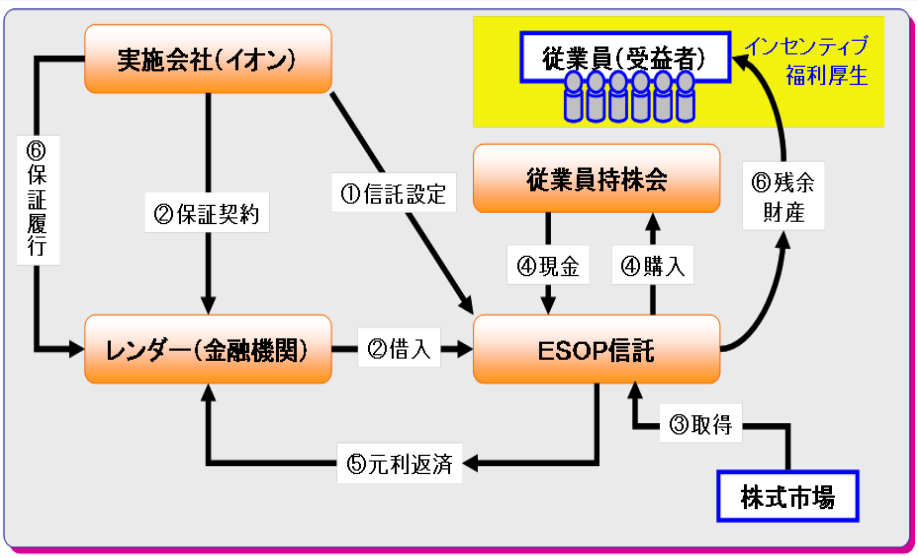

① 当社は受益者要件を充足する従業員を受益者とするＥＳＯＰ信託を設定します。

② ＥＳＯＰ信託は金融機関から当社株式の取得に必要な資金を借入れます。当該借入にあたっては、当社がＥＳＯＰ信託の借入について保証を行います。

③ ＥＳＯＰ信託は上記②の借入金をもって、信託期間内に持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に株式市場から取得します。

④ ＥＳＯＰ信託は信託期間を通じて、毎月、持株会への従業員の拠出金額に見合う当社株式を、時価で持株会に譲渡します。

⑤ ＥＳＯＰ信託は持株会への当社株式の売却による売却代金および保有株式に対する配当金を原資として、金融機関からの借入金の元本・利息を返済します。

⑥ 信託終了時に、株価の上昇により信託内に残余の当社株式がある場合には、換価処分の上、受益者適格要件を充足する者に分配されます。信託終了時に、株価の下落により信託内に借入金が残る場合には、上記②の保証に基づき、当社が金融機関に対して一括して弁済します。

＊ＥＳＯＰ信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。

＊信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ＥＳＯＰ信託はこれに従って株主としての権利を行使します。

＊持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了いたします。

（ご参考）

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託（他益信託）
②信託の目的	当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充
③委託者	当社
④受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
⑤受益者	当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者
⑦信託契約日	２０１３年６月４日
⑧信託の期間	２０１３年６月４日～２０１８年６月８日
⑨議決権行使	受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使いたします。
⑩取得株式の種類	当社普通株式
⑪取得株式の総額	１２０億円
⑫株式の取得期間	２０１３年６月１０日～２０１３年８月９日（予定）
⑬株式の取得方法	取引所市場から取得

以　上